

第 8 号 議 案
令和 7 年 8 月 1 9 日

府中町生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

府中町生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

府中町生涯学習センター条例施行規則（平成19年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「大アリーナ、小アリーナ及びトレーニングルームの」を削り、同項第2号中「閉館日」を「休館日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

府中町生涯学習センター条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 生涯学習センターの<u>大アリーナ、小アリーナ及びトレーニングルーム</u>の休館日は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法律第2条に規定する祝日（土曜日のときを除く。）の翌日。ただし、当該翌日が休日、土曜日、日曜日又は休館日に重なるときは、その日後においてこれに重ならない最初の日にに振り替えるものとし、当該振り替えた日が既に振り替えられた<u>閉館日</u>の場合は、さらにその翌日とする。</p> <p>第3条～第18条 [略]</p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 生涯学習センターの_____休館日は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法律第2条に規定する祝日（土曜日のときを除く。）の翌日。ただし、当該翌日が休日、土曜日、日曜日又は休館日に重なるときは、その日後においてこれに重ならない最初の日にに振り替えるものとし、当該振り替えた日が既に振り替えられた<u>休館日</u>の場合は、さらにその翌日とする。</p> <p>第3条～第18条 [略]</p>